

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県流域下水道
指定管理者	公益財団法人富山県下水道公社
指定管理期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
評価対象年度	令和5年度、令和6年度
所管課	都市計画課

評価年月：令和7年11月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.7
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.8
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.8
3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実に 行うための財産的基礎及び人的 構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に関する普及啓発を目的とした移動下水道教室や下水道フェスタの開催及び下水道に関するポスター展等のイベントを実施するなど、県民の施設に対する理解を促す施策を適切に実行している。 ・放流水質が基準値内を達成しているかなど、周辺環境への配慮を適切に実行し、また、パークゴルフ場など地元の方々とも連携しており、適切な事業運営に努めている。 ・能登半島地震発災後の対応や、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて実施した点検について、適切に実施されている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の新たな有効利用や、脱炭素社会への貢献に資する方策について、所管課と十分に検討していただきたい。 ・物価高騰による支出増加や、経費削減計画等の将来計画を織り込んだ収支計画を策定することが望ましい。 ・安心・安全な管理の上で維持管理の光熱水費や薬品費などの経費削減に努めていただきたい。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、適切に定期報告書を受理・確認されている。
担当者所管課による現地確認状況は十分に なされているか	・必要に応じて適宜、現地確認を行っており、適切である。
指定管理者との連携状況は適切か	・再委託協議、修繕個所の相談、処理水量の定期報告等を行うなど、連携状況は適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	・流域関係市へのアンケート調査結果及び施設見学者や下水道教室参加者を対象としたアンケート調査結果の報告など適切に実施されている。